

# 武豊町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月改定

武豊町

## 《 目 次 》

<b>第1 始めに</b>	
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	・・・ 1
2 取組の経緯	・・・ 1
3 町行動計画の作成	・・・ 2
<b>第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</b>	
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・ 3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・ 4
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・・・ 5
4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	・・・ 6
5 対策推進のための役割分担	・・・ 7
6 行動計画の主要6項目	・・・ 9
（1）実施体制	・・・ 9
（2）情報収集・提供・共有	・・・ 11
（3）予防・まん延防止	・・・ 12
（4）予防接種	・・・ 13
（5）医療	・・・ 17
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 18
7 発生段階	・・・ 19
<b>第3 各発生段階における対策</b>	
1 未発生期	・・・ 21
（1）実施体制	・・・ 21
（2）情報収集・提供・共有	・・・ 22
（3）予防・まん延防止	・・・ 22
（4）予防接種	・・・ 22
（5）医療	・・・ 23
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 23
2 海外発生期	・・・ 25
（1）実施体制	・・・ 25
（2）情報収集・提供・共有	・・・ 25
（3）予防・まん延防止	・・・ 26
（4）予防接種	・・・ 26
（5）医療	・・・ 27
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 27
3 県内未発生期	・・・ 28
（1）実施体制	・・・ 28

( 2 ) 情報収集・提供・共有	・・・ 2 8
( 3 ) 予防・まん延防止	・・・ 2 9
( 4 ) 予防接種	・・・ 2 9
( 5 ) 医療	・・・ 3 0
( 6 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 3 0
4   県内発生早期	・・・ 3 1
( 1 ) 実施体制	・・・ 3 1
( 2 ) 情報収集・提供・共有	・・・ 3 1
( 3 ) 予防・まん延防止	・・・ 3 2
( 4 ) 予防接種	・・・ 3 3
( 5 ) 医療	・・・ 3 4
( 6 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 3 4
5   県内感染期	・・・ 3 5
( 1 ) 実施体制	・・・ 3 5
( 2 ) 情報収集・提供・共有	・・・ 3 6
( 3 ) 予防・まん延防止	・・・ 3 6
( 4 ) 予防接種	・・・ 3 7
( 5 ) 医療	・・・ 3 8
( 6 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 3 8
6   小康期	・・・ 4 0
( 1 ) 実施体制	・・・ 4 0
( 2 ) 情報収集・提供・共有	・・・ 4 0
( 3 ) 予防・まん延防止	・・・ 4 1
( 4 ) 予防接種	・・・ 4 1
( 5 ) 医療	・・・ 4 1
( 6 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保	・・・ 4 1

## 付属資料

用語解説

武豊町新型インフルエンザ等対策本部事務分掌一覧表

武豊町新型インフルエンザ等対策本部行動計画一覧表

## 第1 始めに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ\*は、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック\*）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症\*の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性\*が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 21 年 2 月に「新型インフルエンザ行動計画」を改定した。

平成 21 年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）\*がメキシコで確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率\*は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国においては、行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。その後、特措法第 6 条の規定に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

愛知県においては、平成 17 年 12 月に「愛知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの国の行動計画を踏まえ、平成 24 年 2 月に改定を行った。その後、特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき、平成 25 年 11 月に「愛知県新型インフルエンザ等

対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定した。

本町においては、新型インフルエンザに係る対策について、国や県の行動計画との整合性を保ちながら、新型インフルエンザが発生した場合に感染拡大を防止し、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的として、平成 21 年 6 月に「武豊町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

### 3 町行動計画の作成

本町では、特措法第 8 条の規定により、県行動計画に基づき、新たな「武豊町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」を作成する。

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する措置を定めるものである。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い等、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。

町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

(1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

(2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を基に、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に町行動計画の見直しを行うものとする。また、町機構改革等により部課等の名称に変更があった場合は、その記載部分を新たな部課等の名称に読み替えるものとする。

---

「\*」のついた語句は、巻末、付属資料「用語解説」を参照

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等については、その発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本及び愛知県への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の受容力を超えてしまうということを念頭におきつつ、本町においては、町民の健康・生活を守るため、新型インフルエンザ等対策を重要課題のひとつに位置づけ、以下の2点を主たる目的として全庁的に対策を講じていく。

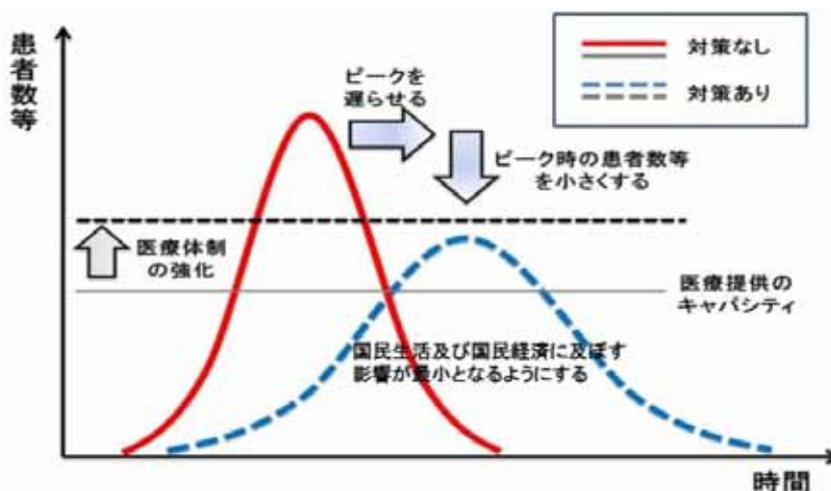
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

愛知県は、中部国際空港、新幹線、各種高速道路など交通網が発達していることから、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、日本への侵入が愛知県から起こることも十分にあり得ると考えられる。また、他の都道府県から侵入した場合であっても、短時間で県内に侵入することが十分に予想されることから、町行動計画を広く周知し、具体的な行動が速やかに行えるように準備をしておく必要がある。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。(具体的な対策については、第3各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。)

特に、町内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民の生活及び町民経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

### (2) 社会全体で取り組む感染防止策

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬\*等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

### (3) 町民一人一人による感染防止策

町民一人一人や事業所等が冷静に対応することが重要であることから、町民、事業所等に対して、新型インフルエンザ等に関する正しい知識、事前準備、発生時の対応等について周知していくことが重要である。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなど状況によっては、緊急事態の措置を講じないこともあり得ることに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

武豊町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、特に必要と判断する場合、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請できる。県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

##### (1) 患者等の発生想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ\*（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率\*となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を試算しているが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であることに注意が必要である。

本町における新型インフルエンザによる人的被害の推計にあたっては、国及び県が行った推計モデルから試算して、町の人口（平成 26 年 4 月の人口 42,762 人）に当てはめることで、一つの例として、次のように本町の被害を想定した。これらの推計の基となる国の想定は、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の致命率を 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致命率を 2.0%として推計している。

<武豊町における新型インフルエンザ人的被害の想定>

	武豊町		愛知県		全国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関 受診患者数 〔人口の25%が り患すると想定〕	約 4,300 人 ～8,400 人		約 75 万人 ～145 万人		約 1,300 万人 ～2,500 万人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数 (上限)	約 180 人	約 670 人	約3万1千人	約11万6千人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数 (上限)	約 60 人	約 210 人	約 1 万人	約3万7千人	約 17 万人	約 64 万人
1日最大 入院患者数 〔流行発生 から5週目〕	約 30 人	約 130 人	約 6 千人	約2万3千人	約10万1千人	約39万9千人

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 町民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にり患する。り患した従業員の大部分は、欠勤後 1 週間から 10 日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられる。さらに、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 5 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとしており、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### (2) 地方公共団体の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県の役割】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し対応する。

#### 【町の役割】

地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を県等とともに推進することが

求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### **(4) 指定（地方）公共機関の役割**

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### **(5) 登録事業者の役割**

特措法第 28 条に規定する、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。

#### **(6) 一般の事業者の役割**

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### **(7) 町民の役割**

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の個人レベルでの感染予防対策（以下「個人レベルでの感染予防対策」という。）を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を収集して、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 6 行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス\* (発生動向の調査)・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民(県民)生活及び国民(県民)経済の安定」の6項目に分けて立案している。

町行動計画においても政府行動計画及び県行動計画との整合を保ちながら、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集・提供・共有」、「(3) 予防・まん延防止」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民生活・町民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案する。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、県、町、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、武豊町新型インフルエンザ等対策本部幹事会(以下「町対策本部幹事会」という。)の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。さらに、関係部課等においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われた場合には、直ちに町対策本部を設置し、政府対策本部の基本的対処方針により、必要な措置を講ずる。

なお、町が実施する新型インフルエンザ等対策において、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

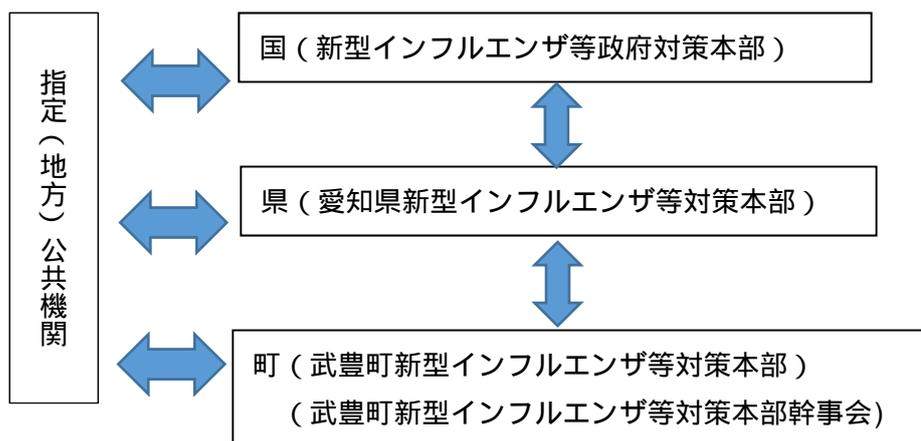
#### <武豊町新型インフルエンザ等対策本部>

構成	本部長：町長 副本部長：副町長、教育長 本部長員：総務部長、企画部長、健康福祉部長、生活経済部長、建設部長、教育部長
役割	(1) 緊急事態宣言、終息宣言の広報 (2) 町の公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定等 (3) 町職員の勤務体制の見直し (4) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 (5) その他重要事項の決定
庶務	健康課、防災交通課

<武豊町新型インフルエンザ等対策本部幹事会>

<p>構 成</p>	<p>幹事長：副町長                  副幹事長：健康福祉部長                  構成員：総務部（総務部長、総務課長、防災交通課長、税務課長、                  収納課長）                  企画部（企画部長、企画政策課長、秘書広報課長）                  健康福祉部（保険医療課長、福祉課長、子育て支援課長、健康課長）                  生活経済部（生活経済部長、住民窓口課長、環境課長、産業課長、                  常滑武豊衛生組合場長）                  建設部（建設部長、土木課長、都市計画課長、上下水道課長）                  教育部（教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ課長                  町民会館館長）                  議会事務局長、出納室長</p>
<p>役 割</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集                  (2) 状況に応じた対策の検討をし、町対策本部に報告                  (3) 業務継続計画に関する調整                  (4) その他必要事項の検討</p>

<武豊町の発生時実施体制>



## (2) 情報収集・提供・共有

### ア 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国、県、関係機関等と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集し、必要な判断につなげること、また、結果を関係者に迅速かつ定期的に還元、必要に応じて公表することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

### イ 情報提供・共有

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、相互の情報提供・共有が必須である。

### ウ 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、町ホームページの活用や多様な情報提供手段を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### エ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部課間で調整し、統一を図ることに注意する。

さらに、必要に応じ、町民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

### オ 発生前における町民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。特に児童、生徒等に対しては、学校では集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### カ 発生時における町民等への情報提供及び共有

#### (ア) 発生時の情報提供について

発生段階に応じて、町内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。

町民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を

発信する必要がある。

特に、医師会などの医療関係団体その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。さらに、町内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、すみやかに、国、県と共有を図る。

(イ) 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国、県、町及び指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、町ホームページを開設する。

### (3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策として、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定若しくは実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策について

(ア) 個人における対策

個人レベルでの感染予防対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

なお、県は、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者\*に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うこととしている。町は県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(イ) 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請を行う場合は、町はその取組等に適宜対応する。

(ウ) その他

海外で発生した際には、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、発生国からの帰国者の健康観察等に協力する。

#### (4) 予防接種

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の予防接種実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し決定する。

##### ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン\*とパンデミックワクチン\*の2種類がある。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザが H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

##### イ 特定接種

###### (ア) 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

###### (イ) 特定接種の対象となり得る者

- ①登録事業者のうち「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

###### (ウ) 対象となり得る者の基準

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・

福祉事業者が該当する。

また、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

国は、この基本的考え方を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成 25 年厚生労働省告示第 369 号)を示している。

#### (エ) 基本的な接種順

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

#### (オ) 柔軟な対応

危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定される。

#### (カ) 接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、事業者自らが接種体制を整えることが登録要件となっている。

### ウ 住民接種

#### (ア) 種類

- ① 臨時の予防接種  
緊急事態宣言が行われている場合、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種として行う。
- ② 新臨時予防接種  
緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種として行う。

#### (イ) 対象者の区分

国の規準により、以下の 4 群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・ 基礎疾患を有する者
  - ・ 妊婦

- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

（ウ）接種順位の考え方

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部において決定される。（次頁図参照）

（エ）接種体制の構築

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

接種に必要な医師等の従事者については、医師会等の協力により確保する。

**重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方**

(医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		成人・若年者	
3		小児	
4			高齢者

(医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		高齢者	
3		小児	
4			成人・若年者

(医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2		小児	
3			高齢者
4			成人・若年者

**我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方**

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	小児		
2	医学的ハイリスク者		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

**重症化、死亡を可能な限り抑えることにあわせて、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方**

(高齢者より成人・若年者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	成人・若年者		
4		高齢者	

(成人・若年者より高齢者の方が重症化しやすい場合)

接種順位	重症化しやすさ ←		
1	医学的ハイリスク者		
2	小児		
3	高齢者		
4		成人・若年者	

## (5) 医療

ア 県は、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力する。

### 医療に関する県の対策

#### (ア) 医療の目的

健康被害及び社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

#### (イ) 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、症例定義を踏まえた発生日からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした帰国者・接触者外来\*を設置する医療機関や公共施設等のリストをあらかじめ作成し設置の準備を行う。

さらに発生日からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための帰国者・接触者相談センター\*の設置の準備を進める。

#### (ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関\*等に入院させる。また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、医療機関等関係機関に迅速に周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生日からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に帰国者・接触者外来を確保して診療を行う。

なお、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具\*の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、その周知を図る。

県内感染期に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。また、各地域において、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整

備しておく。

対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有を行い、地区医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図る。

(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等をする。

国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

(オ) 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目安として国が示す県の備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。
- ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。
- ③ 不足することが予測された場合には、速やかに県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を放出する。さらに不足が予測された場合には、国に対して国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出を依頼する。

イ 県、関係機関等と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

## (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民が患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、町は県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

## 7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生の段階に応じて「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」を5つの発生段階に応じて分類している。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染対策について、柔軟に対応することが必要であることから、県では、地域における発生段階を「未発生期」「海外発生期」「県内未発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「小康期」6つの発生段階に分類し、その移行については、県が必要に応じて国と協議の上で判断する。

町では、町行動計画等で定められた対策を国や県が定めた発生段階に応じて実施することとする。

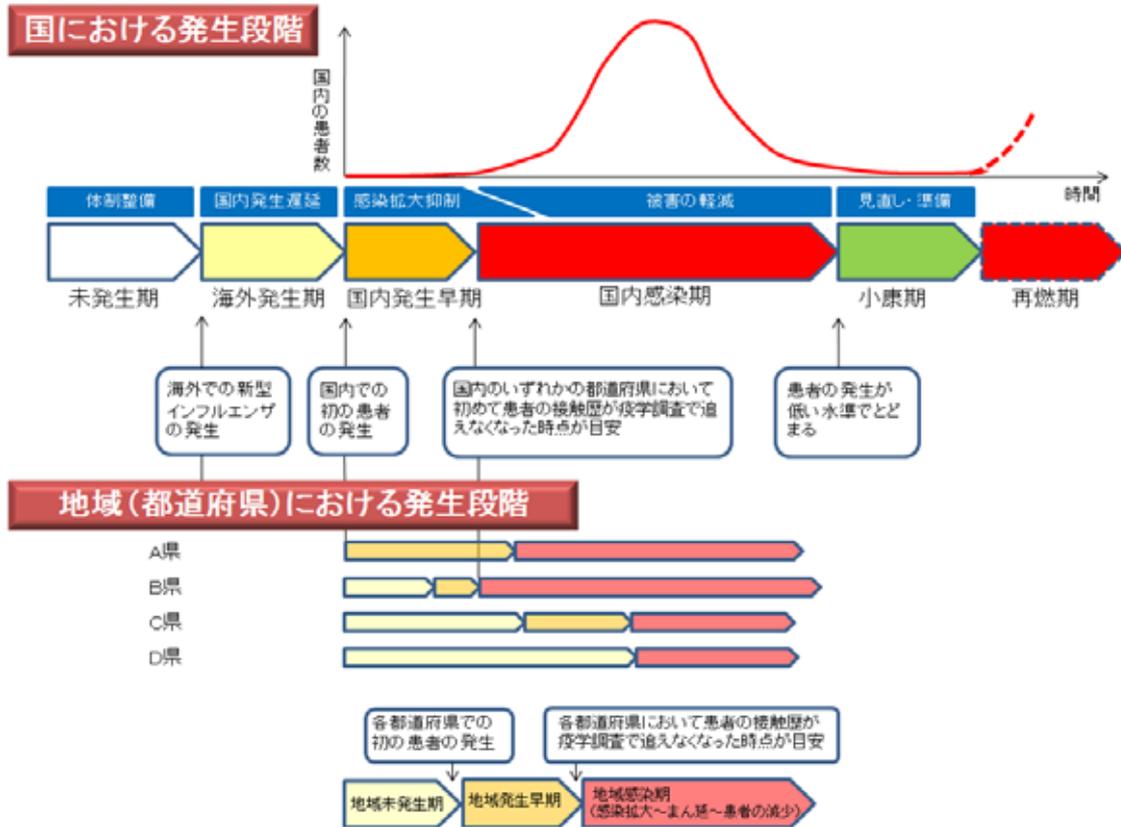
なお、段階の期間は極めて短くなる可能性があり、また、必ずしも、順を追って進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

### <発生段階>

国	愛知県 ・ 武豊町
(未発生期) 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
(海外発生期) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態等
(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態等 感染拡大～まん延～患者の減少
	(小康期) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

参考

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >



### 第3 各発生段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

#### 1 未発生期

発生状況：

- 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、県等と緊密に連携し、早期の情報確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民への継続的な情報提供を行う。

#### (1) 実施体制

##### (1) -1 行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康福祉部、各部共通)

##### (1) -2 体制の整備及び国、県等との連携強化

- ① 町対策本部幹事会を設置し、各部課間の認識の共有を図り、各部課の初動対応体制を整備する。(健康福祉部、各部共通)
- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要に応じ、具体的な対応を定めたマニュアル及び業務継続計画を作成する。(健康福祉部、各部共通)
- ③ 国・県・指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(健康福祉部、各部共通)
- ④ 県が実施する研修会等へ積極的に参加する。(各部共通)

**(2) 情報収集・提供・共有**

## (2) -1 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

## (2) -2 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町ホームページ等を利用して、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。(各部共通)
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防対策の普及を図る。(各部共通)
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、食料品、生活必需品の備蓄等の準備を呼びかける。(各部共通)

## (2) -3 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの町民への情報提供内容や媒体の検討を行う。(企画部)
- ② 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。(総務部、企画部)
  - ・ 広報、ホームページ、メールサービス、防災行政無線等
  - ・ 関係団体等
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの一般的な問い合わせに対応するインフルエンザ相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するための準備を進める。(健康福祉部)

**(3) 予防・まん延防止**

## (3) -1 個人レベルでの対策の普及

- ① 町民に対し、個人レベルでの感染予防対策の普及を図る。また、海外発生期以降、発生国からの帰国者又は患者との接触者で、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える等の感染対策について理解促進を図る。(企画部、健康福祉部)
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請についての理解促進を図る。(企画部、健康福祉部)

## (3) -2 地域対策・職場対策の周知

職場の感染予防対策について準備できるよう周知する。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について準備できるよう周知する。(企画部、健康福祉部)

**(4) 予防接種**

## (4) -1 ワクチンの生産等に関する情報収集

国、県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生

産備蓄、ワクチンの円滑な流通等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉部)

#### (4) -2 事業者の登録

町は、県からの要請に応じ、国が行う基準に該当する事業者の登録の周知及び申請受付に協力する。(健康福祉部)

#### (4) -3 接種体制の構築

##### (4) -3-1 特定接種

特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。また、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。(企画部、健康福祉部)

##### (4) -3-2 住民接種

国、県、知多郡医師会武豊医師団、関係者等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町外の市町村における接種を可能にするよう努める。

国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、速やかに接種することができるよう、具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉部)

#### (4) -4 情報提供

県等と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的情報について積極的に提供を行い、町民の理解促進を図る。(健康福祉部)

### (5) 医療

#### (5) -1 地域医療体制の整備

発生時の地域医療体制の確保のため、半田保健所において実施される連絡会議に参加し、地域の実情に応じた医療提供体制の整備を推進する。(健康福祉部)

#### (5) -2 医療機関等への情報提供体制の整備

国、県等が行う、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供するための体制整備に協力する。(健康福祉部)

### (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### (6) -1 業務計画等の策定

県は、指定（地方）公共機関等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備

を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)

(6) -2 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対して、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制整備を要請する。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)

(6) -3 要援護者への生活支援

国・県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(健康福祉部)

(6) -4 火葬能力等の把握

県は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(総務部、健康福祉部)

(6) -5 物資・資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資・資材を備蓄し、施設・設備を整備する。(総務部、健康福祉部)

## 2 海外発生期

発生状況：

- 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国、県等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。
- 3) 国からの情報提供等を受けて、県内発生に備えた医療機関への情報提供体制の整備、診療体制の確立、町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

#### (1) -1 体制の整備

- ① 町対策本部幹事会を継続設置する。(健康福祉部、各部共通)
- ② 海外における感染拡大により、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、町は、必要に応じて特措法に基づかない任意の町対策本部を設置し、町対策本部会議を開催する。(各部共通)

### (2) 情報収集・提供・共有

#### (2) -1 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

#### (2) -2 情報提供

県等と連携して、町民に対して、海外の発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、町ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民への注意喚起を行う。

対策の実施主体となる関係部課が、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部で調整をする。(企画部、各部共通)

#### (2) -3 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。

(各部共通)

#### (2) -4 相談窓口の設置

県からの要請に応じ、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。(健康福祉部、各部共通)

### (3) 予防・まん延防止

#### (3) -1 県内でのまん延防止対策の準備

町民、事業者等に対し、必要に応じ、県内発生早期以降に要請する外出自粛、学校等の施設の使用制限、事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。(各部共通)

#### (3) -2 感染症危険情報の発出等

① 国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携し、町民に広く周知する。(企画部、健康福祉部)

② 国が事業者に対し行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携し、町民に広く周知する。(企画部、健康福祉部)

#### (3) -3 水際対策

県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合は、保健所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(健康福祉部)

### (4) 予防接種

#### (4) -1 ワクチンの生産等に関する情報収集

国、県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請、ワクチンの円滑な流通等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉部)

#### (4) -2 接種体制の構築

##### (4) -2-1 特定接種

県等と連携し、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、集団的な接種を行うことを基本に、対象とする町職員に特定接種を行う。(企画部、健康福祉部)

##### (4) -2-2 住民接種

町民が速やかに住民接種できるよう、知多郡医師会武豊医師団、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康福祉部)

(4) -3 情報提供

国・県等と連携し、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。(健康福祉部)

(4) -4 モニタリング

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングの状況について把握する。(健康福祉部)

**(5) 医療**

国、県を通じて提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供する。(健康福祉部)

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

(6) -1 事業者への対応

県は、国が事業者に要請する、従業員の健康管理を徹底及び職場における感染予防対策を実施するための準備について、関係団体等を通じ、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)

(6) -2 遺体の火葬・安置

県等からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。(総務部、健康福祉部)

### 3 県内未発生期

<p>発生状況：</p> <p>1) 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあたる。</p>
<p>目的：</p> <p>1) 県内発生の早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。</p> <p>2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。</p>

#### (1) 実施体制

##### (1) -1 体制の強化

- ① 町対策本部幹事会を継続設置する。(健康福祉部、各部共通)
- ② 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、町は、必要に応じて特措法に基づかない任意の町対策本部を設置し、町対策本部会議を開催する。(各部共通)

##### (1) -2 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに町対策本部を設置する。なお、任意の町対策本部が設置されている場合には、直ちに特措法に基づく町対策本部に移行する。(各部共通)

#### 補足

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。

#### (2) 情報収集・提供・共有

##### (2) -1 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

##### (2) -2 情報提供

- ① 県等と連携して、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実

施主体、県内発生した場合となる対策等について、町ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、町民への注意喚起を行う。(企画部、各部共通)

- ② 県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(各部共通)
- ③ 対策の実施主体となる関係部課が、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部で調整をする。(各部共通)

### (2) -3 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。(各部共通)

### (2) -4 相談窓口の体制充実・強化

町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制の充実・強化を図る。(健康福祉部、各部共通)

## (3) 予防・まん延防止

### (3) -1 県内でのまん延防止対策の準備

- ① 町民、事業所及び福祉施設等に対し、個人レベルでの感染予防対策を呼びかける。(各部共通)
- ② 事業所に対し、時差出勤の実施や職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(生活経済部)
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行う。(健康福祉部、教育部)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。(総務部)
- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

### (3) -2 水際対策

国の水際対策が継続される場合には、国、県からの要請に応じ、引き続き協力する。(健康福祉部)

## (4) 予防接種

### (4) -1 ワクチンの供給

県は、国においてワクチンが確保された場合には、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制に役立てる。(健康福祉部)

(4) -2 接種体制

(4) -2-1 特定接種

国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、集団的な接種を行うことを基本に、対象となる町職員に特定接種を行う。(企画部、健康福祉部)

(4) -2-2 住民接種

県と連携し、接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国の指示の元、知多郡医師会武豊医師団、事業者、学校関係者等の協力を得て住民接種を開始する。接種の実施に当たり、町民が速やかに接種できるような接種体制をとる。(健康福祉部)

**(5) 医療**

国、県を通じて提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供する。(健康福祉部)

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

(6) -1 事業者への対応

県は、国が事業者に要請する、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防対策の開始について、関係団体等を通じ、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)

(6) -2 町民への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における、適切な行動を呼びかける。(企画部、生活経済部)

#### 4 県内発生早期

##### 発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあたる。

##### 目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

##### 対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染拡大防止対策をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染拡大防止対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに、かつ多くの町民に接種する。

#### (1) 実施体制

##### (1) -1 体制の強化

- ① 県内において新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がされていない場合には、町は、速やかに特措法に基づかない任意の町対策本部を設置し、町対策本部会議を開催する。(各部共通)

##### (1) -2 緊急事態宣言がされた場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに町対策本部を設置する。なお、任意の町対策本部が設置されている場合には、直ちに特措法に基づく町対策本部に移行する。(各部共通)

#### (2) 情報収集・提供・共有

##### (2) -1 情報収集

- 国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

##### (2) -2 情報提供

- ① 県等と連携して、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の

理由、対策の実施主体等について、町ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(企画部、各部共通)

- ② 県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(各部共通)
- ③ 町民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、今後の情報提供に反映させる。(健康福祉部、各部共通)
- ④ 対策の実施主体となる関係部課が、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて町対策本部で調整をする。(各部共通)

### (2) -3 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。得られた情報については速やかに関係機関等との共有を図る。(各部共通)

### (2) -4 相談窓口体制の充実・強化

町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制の充実・強化を図る。(健康福祉部、各部共通)

## (3) 予防・まん延防止

### (3) -1 町内でのまん延防止対策

- ① 県等は、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。町は、県等の要請に応じ、その取組に適宜協力する。(健康福祉部)
- ② 町民、事業所、福祉施設等に対し、個人レベルでの感染予防対策を呼びかける。(各部共通)
- ③ 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、時差出勤の実施や職場における感染対策の徹底を要請する。(生活経済部)
- ④ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行う。(健康福祉部、教育部)
- ⑤ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。(総務部)
- ⑥ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

**(3) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**(3) -2-1 不要不急の外出の自粛要請に係る周知**

県が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、町は、その情報を町民へ周知する。(企画部)

**(3) -2-2 学校等の施設の使用制限に関する要請**

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う場合には、町は、小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、町立以外の保育・介護・福祉等施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)に対し、要請に関する情報を周知する。(健康福祉部、教育部)

**(3) -2-3 施設における感染対策の徹底に関する要請**

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、町立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、町立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される町立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を適切に行う。

必要に応じて、町主催の催物(行事・会議等)について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、町立の施設を使用して催物(行事・会議等)を行う者に対し、同様の要請を行う。(各部共通)

**(3) -3 水際対策**

国の水際対策が継続される場合には、国、県からの要請に応じ、引き続き協力する。(健康福祉部)

**(4) 予防接種****(4) -1 ワクチンの供給**

県は、国においてワクチンが確保された場合には、ワクチンの県内の流通調整に協力する。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制に役立てる。(健康福祉部)

**(4) -2 接種体制****(4) -2-1 特定接種**

国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、集団的な接種を行うことを基本に、対象となる町職員に特定接種を行う。(企画部、健康福祉部)

**(4) -2-2 住民接種**

県と連携し、接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を実施する。

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国の指示の元、知多郡医師会武豊医師団、事業者、学校関係者等の協力を得て住民接種を開始する。

接種の実施に当たり、国、県と連携して、町民が速やかに接種できるような接種体制をとる。なお、緊急事態宣言がされている場合は、臨時の予防接種として実施する。(健康福祉部)

#### (5) 医療

国、県を通じて提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供する。(健康福祉部)

#### (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

##### (6) -1 事業者への対応

県は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底とともに職場における感染予防対策の開始について、関係団体等を通じ、事業者に周知する。町は県からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。(各部共通)

##### (6) -2 町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(企画部、生活経済部)

##### (6) -3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (6) -3-1 水の安定供給

町水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(建設部)

##### (6) -3-2 サービス水準に係る町民への呼びかけ

県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を理解するよう町民に呼びかける。(企画部)

##### (6) -3-3 生活関連物資等の価格の安定等

県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活経済部)

## 5 県内感染期

## 発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
- 2) 国内では、国内感染期にあたる。

## 目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

## 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 県内の発生状況等から、町の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

**(1) 実施体制**

## (1) -1 体制の強化

- ①町対策本部を継続設置する。（各部共通）
- ②町対策本部会議を開催し、町行動計画により必要な対策を行う。（各部共通）

**(1) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

新型インフルエンザ等のまん延により、町が緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条の規定に基づく愛知県知事による代行の措置、また、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の市町村長その他の執行機関による応援の措置の活用を行う。（健康福祉部、各部共通）

**(2) 情報収集・提供・共有****(2) -1 情報収集**

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

**(2) -2 情報提供**

- ① 県等と連携して、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の理由、対策の実施主体等について、町ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。(企画部、各部共通)
- ② 県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいように、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止対策についての情報を適切に提供する。(各部共通)
- ④ 町民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関が必要としている情報を提供する。(健康福祉部、各部共通)

**(2) -3 情報共有**

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や、流行状況等を的確に把握する。(各部共通)

**(2) -4 相談窓口体制の充実・強化**

町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。(健康福祉部、各部共通)

**(3) 予防・まん延防止****(3) -1 感染拡大防止対策**

- ① 町民、事業所、福祉施設等に対し、個人レベルでの感染予防対策の徹底を呼びかける。(各部共通)
- ② 事業者に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、時差出勤の実施等、職場における感染予防対策の徹底を要請する。(生活経済部)
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行う。(健康福祉部、教育部)
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。(総務部)
- ⑤ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

**(3) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県が要請を行う場合

には、町は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

### (3) -2-1 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、町は、その情報を町民へ周知する。(企画部)

### (3) -2-2 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う場合には、町は、小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、町立以外の保育・介護・福祉等施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)に対し、要請に関する情報を周知する。(健康福祉部、教育部)

### (3) -2-3 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、町立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、町立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される町立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を行う。

必要に応じて、町主催の催物(行事・会議等)について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、町立の施設を使用して催物(行事・会議等)を行う者に対し、同様の要請を行う。(各部共通)

## (4) 予防接種

### (4) -1 ワクチンの供給

県は、国においてワクチンが確保された場合には、ワクチンの県内の流通調整に協力する。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制に役立てる。(健康福祉部)

### (4) -2 接種体制

#### (4) -2-1 特定接種

国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、集団的な接種を行うことを基本に、対象となる町職員に特定接種を行う。(企画部、健康福祉部)

#### (4) -2-2 住民接種

県等と連携し、接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を実施する。

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国の指示の元、知多郡医師会武豊医師団、事業者、学校関係者等の協力を得て住民接種を実施する。

接種の実施に当たり、国、県と連携して、町民が速やかに接種できるような接種体制をとる。なお、緊急事態宣言がされている場合は、臨時の予防接種として実施する。(健康福祉部)

**(5) 医療**

患者や医療機関から要請があった場合には、国、県と連携し、関係団体の協力を得て、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康福祉部）

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保****(6) -1 事業者への対応**

県は、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底とともに職場における感染予防対策の開始について、関係団体等を通じ、事業者に周知する。町は県からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。（各部共通）

**(6) -2 町民・事業者への呼びかけ**

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入時における、適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（企画部、生活経済部）

**(6) -3 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**(6) -3-1 水の安定供給**

町水道事業者は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設部）

**(6) -3-2 サービス水準に係る町民への呼びかけ**

県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を理解するよう町民に呼びかける。（企画部）

**(6) -3-3 生活関連物資等の価格の安定等**

①県と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（生活経済部）

②県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（生活経済部）

③県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。（生活経済部）

**(6) -3-4 要援護者への生活支援**

要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の実施に当たっては、

福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、その他関係団体等の協力を得ることにより実施する。また、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応等の緊急対応が必要な場合は、町が直接実施する等、県と連携して実施する。(健康福祉部)

**(6) -3-5 埋葬・火葬の特例等**

- ① 県からの要請に応じ、半田斎場に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(生活経済部)
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県と連携し、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉部)
- ③ 死亡者が増加し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、国が緊急の必要があると認める時は、国が定めた特例に従い、埋葬又は火葬の許可等の手続を行う。(生活経済部)
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(総務部、健康福祉部)

## 6 小康期

## 発生状況：

- 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 2) 大流行は一旦終息している状況。

## 目的：

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

## 対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性や、それに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

## (1) -1 基本的対処方針の変更

県は、国が基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、措置を縮小・中止する。(各部共通)

## (1) -2 対策の評価・見直し

各段階における対策に関する評価を行い、国、県による行動計画等の見直しを踏まえ、町行動計画等の見直しを行う。(健康福祉部、各部共通)

## (1) -3 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた時には、速やかに特措法に基づく町対策本部を廃止する。(各部共通)

## (2) 情報収集・提供・共有

## (2) -1 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(各部共通)

## (2) -2 情報提供

県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、町ホームページ等の複数の媒体、関係機関を活用し、適宜必要な情報を提供する。(企画部、各部共通)

## (2) -3 情報共有

相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報についてとりまとめ、

必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。(各部共通)

(2) -4 相談窓口の縮小

発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。(健康福祉部)

**(3) 予防・まん延防止**

県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。(企画部、健康福祉部)

**(4) 予防接種**

(4) -1 住民接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉部)

**(4) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

上記の対策に加え、必要に応じ、国、県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康福祉部)

**(5) 医療**

県等と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉部)

**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**

(6) -1 町民への呼びかけ

町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入時における、適切な行動を町民に呼びかける。(企画部、生活経済部)

**(6) -2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**(6) -2-1 業務の再開**

- ① 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)
- ② 県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続することができるよう、必要な支援を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。(各部共通)

**(6) -2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止**

国、県等と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。(各部共通)

武豊町新型インフルエンザ等対策行動計画  
付属資料

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的な大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

#### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。